

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和6年1月10日付中部地域乗合運賃協議会において、下記事項に関し、協議
が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

中部地域コミュニティバス「はこぶちゃん号」 中部病院線

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

中部病院線（中部駅～中部病院）

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

別添2のとおり

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和6年1月10日

中部地域乗合運賃協議会